

# 岩見沢市定住自立圏形成協定の議決に関する条例の概要

## 第1 制定の趣旨

南空知圏域の人口減少や高齢化といった諸課題に対し、構成市町が役割分担を行い、行政事務の効率化や、住民に対する質の高いサービスの維持を図ることで将来に渡り誰もが安心して住み続けられる定住自立圏形成に向けて、都市機能を有する岩見沢市が圏域全体において中心的な役割を担う意思を明らかにする中心市宣言を行ったところである。

今後、南空知8市町と定住自立圏を形成するに当たり、岩見沢市とそれぞれの市町の間で1対1の協定を締結する必要があるが、総務省が平成20年に制定した定住自立圏構想推進要綱において地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決が求められていることから、定住自立圏形成協定の締結等に関する事項について、議会の議決すべき事件とする条例を制定する。

## 第2 条例案の内容

定住自立圏形成協定に関する次に掲げる事項は、地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決にすべき事件とする。

- (1) 定住自立圏形成協定を締結し、又は変更すること。
- (2) 定住自立圏形成協定の廃止を求める旨を通告すること。

## 第3 施行期日

公布の日

## 岩見沢市条例第25号

岩見沢市定住自立圏形成協定の議決に関する条例をここに公布する。

令和6年12月13日

岩見沢市長 松野 哲

### 岩見沢市定住自立圏形成協定の議決に関する条例

定住自立圏形成協定（岩見沢市が中心的な役割を担い、岩見沢市及び周辺市町が人口定住のために必要な生活機能の確保に向けて連携していくことについて、岩見沢市とそれぞれの周辺市町の間において必要な事項を定める協定をいう。以下同じ。）に関する次に掲げる事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づく議会の議決にすべき事件とする。

- (1) 定住自立圏形成協定を締結し、又は変更すること。
- (2) 定住自立圏形成協定の廃止を求める旨を通告すること。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。